

令和3年第7回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 3年 7月14日(木)  
午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 議 題

(1) 前回議事録の承認について

(2) 議決事項

議案第1号 教育委員会事務事業の点検及び評価に係る外部評価者の委嘱について

議案第2号 八街市指定文化財の指定について

議案第3号 令和4年度使用教科用図書採択について

議案第4号 八街市教育委員会職員の分限(休職)処分について

(3) 報告事項

第1号報告 朝陽小学校児童の交通事故について

第2号報告 朝陽小学校・八街北中学校 通学用臨時バス等の概要について

第5 その他

(1) 各課等からの伝達事項

## 八街市教育委員会議事録

令和3年第7回定例会

期 日 令和3年7月14日(水)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時26分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	本 田 純 子
	委 員	吉 田 昌 弘

出席職員	教 育 次 長	関 貴美代
	教育総務課長	井 口 安 弘
	学校教育課主幹	本 間 照 美
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	小 川 正 一
	社会教育課副主幹	青 柳 好 宏
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	秋 葉 忠 久
	図書館長	森 政 幸
	学校給食センター所長	川 津 和 久
	教育総務課副主幹(事務局)	塚 本 廣

## 1. 教育長開会宣言

### ○教育長

ただいまから、令和3年第7回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は全員です。定員数に達しておりますので直ちに会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

## 2. 議事録署名人の指定

### ○教育長

議事録署名人に本田委員と吉田委員を指定します。

## 3. 教育長報告

### ○教育次長

令和6月28日から7月13日までの教育長が出席した主な行事についてご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

6月29日特別会議室にて、臨時庁議に出席いたしました。6月28日の朝陽小学校児童の事故について報告しました。

6月30日八街市議会議場にて、朝陽小学校児童下校中交通事故の記者会見に出席いたしました。17者の報道機関の参加がありました。

7月6日自民党本部を訪問し、「政務調査会交通安全対策部会」に出席しました。

「子供の交通安全対策について」北村市長より要望書を提出しました。主な内容は、教育環境整備について、「市内全小中学校における送迎スクールバスを運行するための全面的な支援」と「市内全小中学校通学路における警備員の配置の支援」を要望いたしました。

なお、要望事項につきましては、本日お手元にお配りしました資料をご覧ください。

7月7日千葉県庁にて、千葉県知事を訪問し、要望書を提出いたしました。要望書の内容は、先ほど報告した内容と同様です。

7月8日八街市議会議場にて、全員協議会に出席いたしました。

市議会議員に、朝陽小学校児童の事故について報告しました。

7月12日公明党本部を訪問し、要望書を提出しました。要望書の内容は、先ほど報告した内容と同様です。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

### ○教育長

ただいまの報告に対して、質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

#### 4. 議題

##### (1) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

6月28日に開催しました第7回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

##### (2) 議決事項

○教育長

それでは、議案第1号 教育委員会事務事業の点検及び評価に係る外部評価者の委嘱についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、議案第1号 教育委員会事務事業の点検及び評価に係る外部評価者の委嘱について、ご説明いたします。

定例会資料の2ページをご覧ください。

教育委員会事務事業の点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条第1項の規定により毎年実施し、その結果に関する報告書を作成して、議会に提出するとともに、公表が義務づけられております。また、同条第2項の規定により、点検・評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされております。

以上のことから、学識経験者として、元八街市職員の石川 良道氏と、元教員の麻野 英夫氏に外部評価者を委嘱することについて、本定例会の議決を求めらるものでございます。

なお、委嘱の期間につきましては、委嘱の日から事務事業の評価を終了する日までとし、完成した報告書を八街市議会9月定例会の会期中に、議会に提出したいと考えております。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

## 【質疑応答】

### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号 八街市指定文化財の指定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

### ○社会教育課長

議案第2号 八街市指定文化財の指定についてご説明いたします。

資料3ページをご覧ください。この議案は、文化財に指定することについて、八街市教育委員会行政組織規則第8条第19号の規定により議決を求めるものであります。

1. 種別として、有形文化財（歴史資料）
2. 名称として、前山清一郎所用陣羽織
3. 所在地 八街市八街字北富士見ほ796-1

所有者 八街市郷土資料館であります。

次に議案第2号の別資料をご覧ください。文化財の指定について、文化財審議会からの答申通知になります。

それでは6. 指定理由の朗読をもって説明と代えさせていただきます。

前山清一郎所用陣羽織は、黒羅沙地でホラ貝と前山家の家紋が刺繍されており、佐賀藩士であった前山清一郎が幕末の戊辰戦争で着用していたものである。清一郎は新政府軍において「庄内追討援兵参謀」として東北の平定に尽力し、その功績から佐賀藩士で最も多くの報償を得ている。また、佐賀の乱でも江藤新平ら反乱士族を鎮圧するなど、当該期における日本の歴史上、大きな功績を残した人物である。佐賀の乱後、旧佐賀藩主の鍋島家が八街市域に所在した小間子牧を買い入れたことを契機に八街に移住し、八街南部の開墾事業を主導しながら、学校や銀行なども設立した。

清一郎は、この陣羽織を携さえて八街に入植しており、その際に詠んだ漢詩「官を辞し、北総に隠す」の中で「天皇に報いるため再び『陣羽織』を着て、蓑と春の雨をたよりに開墾し、子孫のために平和を守ろう」という開墾に臨む決意と陣羽織に込めた想いが示されている。この「前山清一郎所用陣羽織」は、

日本史上において重要な戊辰戦争関連資料であるとともに、八街市南部の開墾事業とも関わる文化財として極めて貴重である。

以上が指定理由となっております。

同資料1から2ページに陣羽織の写真及び前山清一郎の紹介を掲載しておりますので、ご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議くださるようお願いいたします。

#### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号 令和4年度使用教科用図書採択についてを議題とします。議案第3号については、7月6日、「令和3年度第2回教科用図書印旛採択地区協議会」に山田委員が出席しておりますので、山田委員から説明をお願いします。

#### ○山田委員

それでは、議案第3号の別資料をご覧ください。

令和4年度使用教科用図書の採択についてご説明いたします。

教科用図書印旛採択地区協議会では、令和4年度の小学校の教科書については、資料の3ページ、中学校の教科書については資料の4ページに掲載のとおり選定されております。

8ページ令和3年度使用教科用図書採択案の選定について、中学校の歴史の教科書は、自由社の「歴史の教科書」が、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、採択替えについて、検討した結果、印旛採択地区協議会では東京書籍の「新しい社会 歴史」を選定されております。

特別支援学校で使用する教科用図書については原則、小中学校で使用する教科書か、下学年の教科書を使用しても良いこととなっております。補助教材として市販されている教科書も使用可能ですが、教科書として使うに適しているものなのか選定を行い、その結果、学校教育法附則第9条規程による一般図書選定結果については、資料の4ページから7ページのとおりです。必要があれば、この中から使用することも可能となっております。

教科用図書印旛採択地区協議会で選定した結果、八街市教育委員会で採択することとなっておりますのでご審議の程よろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

ここで、八街市の教科用図書の採択について採択したいと思います。八街市の教科用図書として、教科用図書印旛採択地区協議会で選定された教科用図書を採択してよろしいでしょうか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第3号について、可決し採択することに決定いたしました。

つづきまして、議案第4号 八街市教育委員会職員の分限（休職）処分について、事務局の説明をお願いします。

（非公開・非公表）

○教育長

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第4号について、可決することに決定いたしました。

（3）報告事項

○教育長

それでは、第1号報告 朝陽小学校児童の交通事故について、事務局の報告をお願いします。

（非公開・非公表）

次に、第2号報告 朝陽小学校・八街北中学校 通学用臨時バス等の概要について、事務局の報告をお願いします。

○教育総務課長

それでは、第2号報告「朝陽小学校・八街北中学校 通学用臨時バス等の概要について」ご説明いたします。

定例会資料の7ページと、事前にお配りした別紙資料をご覧ください。

別紙資料に基づき、ご説明いたします。

運行の目的は、6月28日に朝陽小学校の通学路上で発生した児童5人が被害者となる重大な交通事故に関しまして、当該通学路を使用する朝陽小学校児童と八街北中学校生徒の精神的なショックに対する心のケアと、安全確保を資するため通学用臨時バスを運行いたします。

運行期間につきましては、事故後の緊急対応といたしまして、7月1日から1学期の終業日の7月20日まで運行します。なお、2学期が始まる9月1日以降の対応については、別途継続する方向で調整することといたします。教育委員会としましては、当面の措置として、学校の休業日を除き3学期の終業日3月20日まで運行したいと考えております。

運行区間及び乗降場所は、「特別養護老人ホームひだまりの里」から「八街北中学校」正門までです。「特別養護老人ホーム ひだまりの里」については、同施設を運営する社会福祉法人 泰斗会のご厚意により、乗降場所として利用させていただいております。

運行本数及び運行時刻は、登校時、ひだまりの里発2本、下校時、八街北中学校3本となり、時刻表、運行経路図は別紙となります。

運行方法は、7月1日、2日についてバスの手配が取れなかったため臨時に、市の老人福祉センターのバスを運行しました。7月5日～20日につきましては、千葉交通株式会社のバス1台を借り上げて運行しています。なお、バスの借り上げ契約は、緊急の事由により、ただちにバスを運行する必要があるため、すでに同じ路線をバスで運行している千葉交通株式会社と1者見積による随意契約をしたものです。

利用対象者については、当該通学路を使用し、藤の台団地とその近隣から通学している小中学生28名です。なお、常時20名程度が利用している状況です。

費用については、7月1日、2日の2日間、老人福祉センターのバスを利用した際の費用については、実費としてマイクロバスの燃料費を教育委員会が負担します。また、八街市社会福祉協議会のご厚意により、バスの運転手についても、同協議会の職員にご協力をいただき、勤務時間外にバスを運行していただきましたので、別途、謝礼を支払いたいと考えております。

千葉交通株式会社に支払うバス借り上げ料については、42,000円(1台1日当たり)×12日×1.1＝554,400円を、9款教育費1項教育総務費3目教育指導費から支出いたします。今回予算の計上がありませんので、緊急の事由により、補正予算を計上する時間的余裕が無いため、予備費を充当し対応しています。

次に通学用臨時バスの運行に係る警備について、警備の目的は、通学用臨時バスの運行後に、登下校時に、横断歩道のない「ひだまりの里」前で市道を見守る児童生徒が横断する際の安全確保と、児童が朝陽小学校と八街北中学校の間を移動する際の安全確保が必要であることが明らかとなりました。安全確保のため、



朝陽小学校の教職員を配置することも検討しましたが、事故後の対応として、登下校時に児童に対する交通安全指導と見守りを行っており、人員を配置する余裕が無い状況です。以上の経過から、民間の警備会社に警備を委託し、警備員を配置して登下校時の児童生徒の安全を確保しようとするものです。

実施期間につきましては、7月7日から1学期の終業日となる7月20日まで実施します。なお、2学期が始まる9月1日以降の対応については、別途、継続する方向で調整を進めることとし、教育委員会としては、当面の措置として、冬休みなど学校の休業日を除き、3学期の終業日となる来年3月20日まで実施する方向で調整します

警備員の配置場所及び人数は、「特別養護老人ホーム ひだまりの里」1名「市立八街北中学校」1名の計2名となります。

警備の概要については、ひだまりの里は、同施設の正門前で、バスを利用する児童生徒が市道を横断する際の誘導とバスを乗降する際の安全確保、八街北中学校は児童が、登校時に八街北中学校から朝陽小学校に移動する際の誘導と、下校時に朝陽小学校から八街北中学校に移動する際の誘導及びバスを乗降する際の安全確保となります。

費用等については、7月5日～20日の10日となります。15,000円(1人1日当たり)×2人×10日×1.1＝330,000円となります。

契約の相手方は株式会社 スワット、契約の方法は、契約金額が50万円以下の業務委託契約となるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び八街市財務規則第137条の規定により、随意契約をしました。

予算措置につきましては、臨時バス運行と同様に、9款教育費1項教育総務費3目教育指導費から支出いたします。今回予算の計上がありませんので、緊急の事由により、補正予算を計上する時間的余裕が無いため、予備費を充当し対応しています。

第2号報告につきましては、以上です。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

ご質問がなければ、本日の議題については終了とします。

#### 4. その他

##### (1) 各課等からの伝達事項

○教育長

他に全体を通してご質問等はありませんか。

<質疑等なし>

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。  
閉会します。

(別紙)

教育長報告

令和3年6月28日～7月13日

日付	曜日	時間	場所	内容
6/29	火	14:30	特別会議室	臨時庁議
6/30	水	14:00	八街市議会議場	朝陽小学校児童下校中交通事故の記者会見
7/2	金	13:30	教育長室(オンライン開催)	第4回八街市小中学校長研修会
7/5	月	9:10	特別会議室	庁議
7/6	火	10:00	自民党本部	自民党本部政務調査会(交通安全対策部会)訪問
7/7	水	16:00	千葉県庁	千葉県知事訪問
7/8	木	10:00	八街市議会議場	全員協議会
7/12	月	15:30	公明党本部	公明党本部訪問